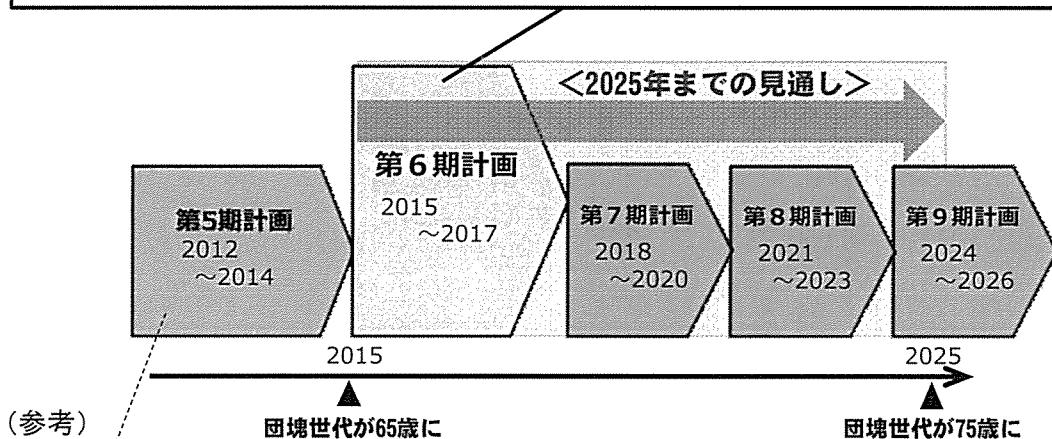


「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正(案)について

## 1. 第6期計画の策定

### 2025年を見据えた介護保険事業計画の策定

- 第6期計画以後の計画は、2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していくもの。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。



**第5期計画**では、高齢者が地域で安心して暮らせる 地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタート

## 2. 第6期計画のポイント（都道府県）

### ①医療・介護連携等の市町村支援

市町村の地域支援事業に新たに医療・介護連携等が位置付けられるが、在宅医療体制の整備や医療・介護連携に向けた取組などはこれまで市町村になじみがないことから、都道府県がより広域的な立場から行う市町村への後方支援・広域調整の具体的取組を明確に示す。

### ②2025年の人材推計

今後更にサービス量の増大が見込まれる2025年に向け介護人材の確保と資質の向上を図ることが必要であることから、市町村のサービス量見込を踏まえて、各都道府県の計画期間中・2025年の介護人材等の必要量を推計する。併せて、その結果必要となる介護人材の確保・育成のための具体的取組を示す。

### ③医療計画との整合性

高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を図るために、都道府県が策定する医療計画と介護保険事業支援計画を一体的に強い整合性を持った形で策定することを踏まえ、今後策定される地域医療構想の指針を見ながら医療計画との連携の密度を高めていく。

### ④高齢者居住安定確保計画との調和

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などのサービスが提供される前提となる住まいに関して、市町村介護保険事業計画を踏まえた供給目標や取組を示す。その際には公営住宅、高齢者に対する賃貸住宅や老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等）の整備活用が重要。そのため、都道府県の住宅関係の計画担当部局、市町村の介護保険部局及び住宅担当部局との連携を図る。

### 3. 第6期 介護保険事業(支援)計画 基本指針(案)の構成

## 第6期 介護保険事業(支援)計画 基本指針(案)の構成

前文

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念

1 介護給付等対象サービスの充実・強化 2 在宅医療の充実及び在宅医療と介護との連携による継続的な支援体制の整備  
3 介護予防の推進 4 日常生活を支援する体制の整備 5 高齢者の住まいの安定的な確保

二 認知症施策の推進 三、二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標

四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり 五、地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

六 介護サービス情報の公表 七、介護給付等に要する費用の適正化 八、市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化  
2 平成三十七年度の推計及び第六期の目標  
3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備  
4 要介護者等地域の実態の把握 5 日常生活圏域の設定  
6 他の計画との関係 7 その他

二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

1 日常生活圏域  
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み  
3 各年度における地域支援事業の量の見込み

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項  
(一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進  
(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進  
(四)高齢者の居住安定に係る施策との連携  
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策  
3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策  
4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るために事業等に関する事項  
5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項  
6 市町村独自事業に関する事項  
7 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項  
8 療養病床の円滑な転換を図るために事業に関する事項

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化  
2 平成三十七年度の推計及び第六期の目標  
3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備  
4 要介護者等の実態把握 5 老人福祉圏域の設定  
6 他の計画との関係 7 その他

二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

1 老人福祉圏域  
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み  
3 老人福祉圏域を単位とする広域的調整  
4 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項  
(一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進  
(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進  
(四)介護予防の推進 (五)高齢者の居住安定に係る施策との連携  
2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るために事業に関する事項  
3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項  
4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るために事業に関する事項  
5 介護サービス情報の公表に関する事項  
6 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項  
7 療養病床の円滑な転換を図るために事業に関する事項

第四 指針の見直し

別表

### 第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項(抜粋)

#### 一 地域包括ケアシステムの基本的理念

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築に努める。

- ・介護給付等対象サービスの充実・強化
- ・在宅医療の充実及び在宅医療と介護との連携による継続的な支援体制の整備
- ・介護予防の推進
- ・日常生活支援を支援する体制の整備
- ・高齢者の住まいの安定的な確保

#### 二 認知症施策の推進

今後増加する認知症高齢者に適切に対応するため、認知症ケアパスを確立しながら、早期診断・対応等本人・家族への支援を実施する体制を構築する。

#### 三 2025年を見据えた目標

2025年度までの間に各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標とする。

#### 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

多様な職種や機関との連携協働による地域包括ネットワークの構築。

- 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上  
地域包括ケアシステムを支える人材を安定的に確保する取組が重要なため、広域的な立場から都道府県は2025年を見据えた総合的な取組を推進。
- 六 介護サービスの情報の公表
- 七 介護給付等に要する費用の適正化
- 八 市町村・都道府県の連携  
都道府県による市町村への支援。連携した事業者への指導監督等。

### 第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項（抜粋）

#### 一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化  
地域包括ケアシステムの基本理念や認知症施策の推進のために市町村への支援内容を明確なものとする。
- 2 平成37年度の推計と第6期の目標  
都道府県全域及び老人福祉圏域ごとに必要となる介護サービス及び都道府県の介護人材の需給の中長期的な推計を行って、計画に示す。  
中長期推計を見て、介護人材等の確保に向けた取組を定めるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた第六期の具体的な施策を定める。
- 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備  
関係部局との連携体制の整備、問題意識の共有を行う。
- 4 要介護者等の実態把握  
人口・被保険者数・要介護者数の見込みを行う。
- 5 老人福祉圏域の設定
- 6 計画期間、他の計画との関係  
今後策定される地域医療構想も視野に介護サービスも含めた地域ケア体制を計画的に整備することが重要であるので医療計画との整合を図る。また地域の実情に応じて高齢者居住安定確保計画との調和を図る。

#### 二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

- 1 老人福祉圏域  
老人福祉圏域の範囲、各圏域の状況等を定める。
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み  
各年度におけるサービス量の見込みと介護保険施設等の必要入所（利用）定員総数を定める。
- 3 老人福祉圏域を単位とする広域的調整
- 4 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

### 三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

#### 1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項

① 在宅医療・介護連携の推進

② 認知症施策の推進

③ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

④ 介護予防の推進

⑤ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

#### 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項

ユニット型施設の整備に係る目標を定める。

#### 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項

福祉人材確保指針などを参考に「新規参入の促進」、「潜在的人材の復職、再就職支援」、「離職防止・定着促進」の方策を定める。

#### 4 介護サービス及び地域支援事業の円滑な提供

高齢単身・夫婦のみ世帯など支援を必要とする高齢者が増加するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービスの整備が進むよう支援策を定める。

#### 5 介護サービス情報の公表に関する事項

#### 6 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

#### 7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項